

多 面 的 機 能 発 揮 促 進 事 業 に 関 す る 計 画 の 概 要

令和 7 年 5 月 12 日
恵 庭 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
○				恵庭市 春日・漁太集落地先	無	R6 年度～R10 年度	松鶴環境保全会
○				恵庭市 北島・穂栄・林田集落地先	無	R6 年度～R10 年度	北栄環境保全会
○				恵庭市 中央・上山口・戸磯集落地先	無	R6 年度～R10 年度	東恵庭環境保全会
○				恵庭市 下島松・中島松・南島松地先	無	R6 年度～R10 年度	島松環境保全会